

失効する知事監視製品（平成26年12月2日石川県告示第535号）

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4	
<p>次の写真に示すとおり、被包に「Isabella AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「angelina AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「MAX Dream」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「MAX Fire Bird」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	
				
5	6	7		
<p>次の写真に示すとおり、被包に「apoLLO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「Arisa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>		
				

2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

平成26年11月28日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。